

1

令和4年第3回

多治見市議会定例会議案

令和4年5月26日

目 次

議第66号	多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて……………	1
議第67号	多治見市職員による公益通報に関する条例の一部を改正するについて…	2
議第68号	多治見市税条例等の一部を改正するについて……………	3
議第69号	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する について……………	8
議第70号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて……………	10
議第71号	多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条 例の一部を改正するについて……………	15
議第72号	多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて… ……………	16
議第73号	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の 一部を改正するについて……………	18
議第74号	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて ……………	19
報第8号	令和3年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について……………	20
報第9号	令和3年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……	22
報第10号	令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告に ついて……………	28
報第11号	令和3年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について……	30
報第12号	令和3年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について…………	32
報第13号	令和3年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について…	34
報第14号	令和3年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……	36
報第15号	令和3年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書の報告について…………	38
議第79号	町の区域の変更について……………	40

議第66号

多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて

多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

「日ノ出町2丁目15番地」を「音羽町1丁目233番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第67号

多治見市職員による公益通報に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市職員による公益通報に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「並びに同法第3条第3項第3号及び第3号の2に掲げる特別職に属する本市の職員」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号及び第3号の2に掲げる特別職に属する本市の職員によりなされた公益通報については、なお従前の例による。

多治見市税条例等の一部を改正するについて

多治見市税条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市税条例等の一部を改正する条例

(多治見市税条例の一部改正)

第1条 多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第20条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第36条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第41条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第36条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第41条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第39条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第41条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉

控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第41条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第41条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第62条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 特定配偶者の氏名

第84条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第84条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第6条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第15条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る

配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第16条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第41条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第41条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第24条を削る。

(多治見市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 多治見市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

多治見市税条例第41条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中多治見市税条例第41条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第41条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の3の2

第1項及び第16条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第24条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中多治見市税条例第36条第4項及び第6項、第39条の2第1項及び第2項並びに第41条の2第1項ただし書並びに同条例附則第15条の3第2項、第19条の2第4項並びに第19条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中多治見市税条例第20条の4、第84条の2及び第84条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の多治見市税条例第20条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）第41条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第41条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の多治見市税条例（次項において「旧条例」という。）第41条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第41条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第41条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第41条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の多治見市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の多治見市税条例第84条の2の規定（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の多治見市税条例第84条の3の規定（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議第69号

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正
するについて

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の
一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例
多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改め、同条第
2項中「前項」を「前2項」に、「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」
に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用料の計算において、使用面積、使用期間及び使用時間に使用料の計算単位に
満たない端数があるときは、それぞれこれを当該使用料の計算単位に切り上げる。

別表第1備考を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

行政財産の種類及び使用区分	金額
土地又は建物を営利事業の用に供する 場合（別表第1及び別表第2に掲げる 行政財産の種類及び使用区分に該当す る場合を除く。）	1月につき、基本料金1,800円と使用面 積に1平方メートル当たり600円を乗じ て得た額との合計額。ただし、使用する 場所に附属する電源を使用する場合にあ

	っては、当該合計額に次に掲げる定格消費電力の区分に応じた額を加算して得た額 (1) 500ワット未満 1,000円 (2) 500ワット以上1,000ワット未満 3,000円 (3) 1,000ワット以上1,500ワット未満 4,000円 (4) 1,500ワット以上2,000ワット未満 6,000円 (5) 2,000ワット以上 8,000円
--	---

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議第70号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表46の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表51の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

第2条 多治見市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表52の2の項中

「

一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1件につき	38,000円（増改築に係るものにあつては、56,000円）
-----------------------------	-------	--------------------------------

」

を

「

一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超え10以下のもの）	1件につき	38,000円（増改築に係るものにあつては、56,000円）
一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が10を超えるもの）	1件につき	62,000円（増改築に係るものにあつては、92,000円）

」

に、

「

一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超えるもの）	１件につき	172,000円（増改築に係るものにあつては、255,000円）
-----------------------------	-------	----------------------------------

」

を

「

一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超え10以下のもの）	１件につき	172,000円（増改築に係るものにあつては、255,000円）
一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が10を超えるもの）	１件につき	334,000円（増改築に係るものにあつては、499,000円）

」

に改める。

別表中52の12の項を52の14の項とし、52の４の項から52の11の項までを２項ずつ繰り下げる。

別表52の３の項中

「

一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超えるもの）	１件につき	19,000円（増改築に係るものにあつては、28,000円）
-----------------------------	-------	--------------------------------

」

を

「

一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超え10以下のもの）	１件につき	19,000円（増改築に係るものにあつては、28,000円）
一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が10を超えるもの）	１件につき	31,000円（増改築に係るものにあつては、46,000円）

」

に、

「

一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超えるもの）	１件につき	86,000円（増改築に係るものにあつては、127,500円）
-----------------------------	-------	---------------------------------

」

を

「

一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超え10以下のもの）	１件につき	86,000円（増改築に係るものにあつては、127,500円）
一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が10を超えるもの）	１件につき	167,000円（増改築に係るものにあつては、249,500円）

」

に改め、同項を同表52の４の項とし、同表52の２の項の次に次のように加える。

52の 3	法第5 条第6 項又は 第7項 に規定 する長 期優良 住宅維 持保全 計画の 認定申 請手数 料	1 登録住宅性能 評価機関が交付 する住宅の品質 確保の促進等 に関する法律第6 条の2第5項に 規定する確認書 若しくは住宅性 能評価書又はこ れらの写しを添 付する場合	一戸建ての住宅	1 件につき	20,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５以下のもの）	1 件につき	35,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超え10以下のもの）	1 件につき	56,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が10を超えるもの）	1 件につき	92,000円
		2 1に掲げる場 合以外の場合	一戸建ての住宅	1 件につき	72,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５以下のもの）	1 件につき	162,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	1 件につき	255,000円

			宅（１棟の戸数が５を超え１０以下のもの）	つき	
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が１０を超えるもの）	１件につき	499,000円

別表52の４の項の次に次のように加える。

52の 5	法第8 条第1 項に規 定する 長期優 良住宅 維持保 全計画 の変更 の認定 申請手 数料	1 登録住宅性能 評価機関が交付 する住宅の品質 確保の促進等に 関する法律第6 条の2第5項に 規定する確認書 若しくは住宅性 能評価書又はこ れらの写しを添 付する場合	一戸建ての住宅	1件に つき	10,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５以下のもの）	1件に つき	17,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超え１０以下のもの）	1件に つき	28,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が１０を超えるもの）	1件に つき	46,000円
		2 1に掲げる場 合以外の場合	一戸建ての住宅	1件に つき	36,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５以下のもの）	1件に つき	81,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が５を超え１０以下のもの）	1件に つき	127,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅（１棟の戸数が１０を超えるもの）	1件に つき	249,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

議第71号

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に次の1号を加える。

- （3） 令和3年度及び令和4年度の保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）

附則第3項に次の1号を加える。

- （3） 令和3年度及び令和4年度の保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第72号

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正する条例

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号を次のように改める。

- （1） 午後5時まで利用 下校時刻（第1項の規則で定める日にあっては午前7時30分。以下この項において同じ。）から午後5時まで
- （2） 午後6時まで利用 下校時刻から午後6時まで
- （3） 午後7時まで利用 下校時刻から午後7時まで

別表第1中

「

基本利用	3,500円	7,000円
延長利用	7,000円	14,000円

」

を

「

午後5時まで利用	4,000円	8,000円
----------	--------	--------

午後 6 時まで利用	6, 000 円	12, 000 円
午後 7 時まで利用	7, 000 円	14, 000 円

」

に改める。

別表第 2 中

「

基本利用	140 円	280 円
延長利用	280 円	560 円

」

を

「

午後 5 時まで利用	160 円	320 円
午後 6 時まで利用	240 円	480 円
午後 7 時まで利用	280 円	560 円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 利用の申込みの受理、利用の決定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議第73号

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に、「、構築物又は償却資産及び」を「又は構築物及び償却資産並びに」に、「当該構築物」を「構築物」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設された特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（以下「設備等」という。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備等については、なお従前の例による。

議第74号

多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するにつ
いて

多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 ホール・展示室等の表備考5を次のように改める。

5 利用者がシャワー室を利用する場合は、1時間（1時間未満の端数を生じたときは、1時間に切り上げる。）ごとに320円を加算する。ただし、シャワー室は、大ホール又は小ホールの利用者に限り利用することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の公布の日以後に申請した施行日以後のシャワー室の利用について適用し、この条例の公布の日前に申請した施行日以後のシャワー室の利用については、なお従前の例による。

報第 8 号

令和 3 年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定により、令和 3 年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和 4 年 5 月 26 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
											国庫支出金	地方債
2	1	文化会館施設整備事業	1,756,959,000	669,268,000	22,727,000	691,995,000	33,825,000	658,170,000	658,170,000	79,370,000		578,800,000
2	2	土地評価資料更新業務	54,659,000	8,421,000		8,421,000	8,420,500	500	500	500		
4	2	三の倉センター大規模整備事業	1,818,514,000	109,187,000		109,187,000	89,479,500	19,707,500	19,707,500	2,007,500		17,700,000
10	2	小中一貫教育校建設事業 (設計業務分)	152,000,000	22,800,000		22,800,000		22,800,000	22,800,000	22,800,000		
10	3	陶都中学校非構造部材耐震補強事業	523,668,000	26,183,000		26,183,000		26,183,000	26,183,000	834,000	8,549,000	16,800,000
10	6	笠原中央公民館改修整備事業	948,991,000	30,026,000		30,026,000		30,026,000	30,026,000	11,326,000		18,700,000
合 計			5,254,791,000	865,885,000	22,727,000	888,612,000	131,725,000	756,887,000	756,887,000	116,338,000	8,549,000	632,000,000

報第 9 号

令和 3 年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、令和 3 年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和 4 年 5 月 26 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
						未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	総務管 1 理費	新生児特別定額給付金事業費	7,000,000	3,200,000					3,200,000
2 総務費	総務管 1 理費	会 計 年 度 任 用 職 員 関 係 費 (公 立 保 育 園 ・ 幼 稚 園 に 勤 務 す る 保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭 (会 計 年 度 任 用 職 員) の 処 遇 改 善 に 係 る 共 済 費 (社 会 保 険 料))	602,000	602,000		602,000			
2 総務費	総務管 1 理費	文 化 会 館 管 理 費 (令 和 4 年 1 月 ～ 3 月 分 の 指 定 管 理 者 緊 急 支 援 金)	1,910,000	1,910,000					1,910,000
2 総務費	総務管 1 理費	市 民 の 里 管 理 費 (令 和 4 年 1 月 ～ 3 月 分 の 指 定 管 理 者 緊 急 支 援 金)	458,000	458,000					458,000
2 総務費	戸籍住 3 民基本 台帳	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 関 係 事 務 費 (マ イ ナ ナ ン バ ー カ ー ド 所 有 者 の 転 出 ・ 転 入 手 続 ワ シ ン ス ト ッ プ 化 に 係 る シ ス テ ム 改 修 委 託)	5,852,000	5,852,000		5,852,000			
2 総務費	戸籍住 3 民基本 台帳	戸 籍 シ ス テ ム 更 新 ク ラ ウ ド 化 関 係 事 務 費 (戸 籍 シ ス テ ム ク ラ ウ ド 化 に 向 け た シ ス テ ム 改 修 委 託 料)	30,925,000	30,925,000					30,925,000
3 民生費	社会福 1 祉費	住 民 税 非 課 税 世 帯 等 臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 業 費	900,000,000	438,500,000		438,500,000			
3 民生費	社会福 1 祉費	住 民 税 非 課 税 世 帯 等 臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 務 費	14,627,000	8,626,000		8,626,000			
3 民生費	社会福 1 祉費	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 整 備 助 成 等 事 業 費 (認 知 症 高 齢 者 グ ル ー プ ホ ー ム (2 施 設))	97,404,000	97,404,000		97,404,000			
3 民生費	社会福 1 祉費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 生 活 困 窮 者 自 立 支 援 金 (新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 を 受 け た 生 活 困 窮 者 の う ち 、 就 労 支 援 を 受 け て 就 労 活 動 を 行 う 者 に 対 す る 特 別 給 付 金)	2,060,000	360,000		360,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
3 民生費	児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	30,000,000	30,000,000		30,000,000		
3 民生費	児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費	73,000	73,000		73,000		
3 民生費	児童福祉費	職員人件費 (公立保育園の処遇改善に係る保育士等) (正規職員)の処遇改善に係る給料等)	8,727,000	8,727,000		8,727,000		
3 民生費	児童福祉費	児童福祉総務事務費 (私立保育園に勤務する職員の処遇改善に係る事務執行に要する職員時間外手当)	270,000	270,000		270,000		
3 民生費	児童福祉費	児童福祉総務事務費 (たじっこクラブに勤務する職員の処遇改善に係る事務執行に要する職員時間外手当)	216,000	216,000		216,000		
3 民生費	児童福祉費	放課後児童健全育成事業費 (たじっこクラブの処遇改善に係る補助金)	10,120,000	10,120,000		10,120,000		
3 民生費	児童福祉費	代替保育園に勤務する延長配保育士 (公立保育園任用職員)に対する処遇改善に係る報酬)	2,042,000	2,042,000		2,042,000		
3 民生費	児童福祉費	私立保育園に勤務する職員の処遇改善に係る補助金)	22,971,000	22,971,000		22,971,000		
3 民生費	児童福祉費	特別保育園推進事業費 (公立保育園任用職員)の処遇改善に係る報酬)	2,325,000	2,325,000		2,325,000		
3 民生費	災害救助費	(被災者生活・住宅再建支援金)	1,125,000	1,125,000		750,000		375,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
4 衛生費	保健衛生費	新型コロナウィルス感染症及び小児接種事業費 (3回目接種事業費)	486,798,000	416,739,185		416,739,185		
7 商工費	1 商工費	文化工房運営の指定管理者緊急関係費 (令和4年1月～3月分)	130,000	120,000				120,000
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策関係費 (令和4年1月～3月分の駐車場指定管理者緊急支援金)	5,759,000	5,759,000				5,759,000
7 商工費	1 商工費	美濃焼ミュージアム運営の指定管理者緊急関係費 (令和4年1月～3月分)	158,000	146,000				146,000
7 商工費	1 商工費	観光宣伝事業費 (モザイクタイルミュージアムに係るロゴマーク登録等業務委託)	357,000	356,200				356,200
7 商工費	1 商工費	モザイクタイルミュージアム管理運営費 (令和4年1月～3月分の指定管理者緊急支援金)	5,097,000	3,641,000				3,641,000
7 商工費	1 商工費	産業文化センターの指定管理者緊急関係費 (令和4年1月～3月分)	1,015,000	890,555				890,555
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費(単独工事) (市道314312線改良工事)	16,600,000	3,700,000				3,700,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費(単独工事) (市道412000線(県病院東)改良工事)	17,000,000	17,000,000				17,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費(単独工事) (笠原小学校進入路改良測量設計業務委託)	10,220,000	8,751,600				8,751,600

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
						未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
8 土木費	2 道路橋 りよう費	市道522312線道路改良事業費（公共） （根本道路改良事業（測量設計））	20,970,000	20,970,000		10,485,200	9,400,000		1,084,800
8 土木費	2 道路橋 りよう費	交通安全施設整備費 （平井町3丁目地内通学路交通安全対策工事）	3,500,000	3,500,000					3,500,000
8 土木費	4 都市計 画費	公共インフラ設置事業費 （上山町地内国道19号線沿い標識支柱塗替え業務委託）	2,810,000	2,310,000					2,310,000
8 土木費	4 都市計 画費	駅南市街地再整備事業費	4,055,859,000	2,136,937,200		1,205,553,000	803,800,000		127,584,200
8 土木費	5 住宅費	市営住宅バリアフリー整備に係る建物修繕費	1,780,000	1,780,000	1,780,000				
8 土木費	5 住宅費	市営住宅バリアフリー整備に係る改修工事費	3,385,000	3,385,000	1,693,000	1,692,000			
8 土木費	5 住宅費	市営住宅施設整備工事費 （南姫団地12棟及び13棟解体工事）	20,539,000	20,539,000	18,829,000				1,710,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅施設の火災で損傷した （令和3年10月18日の火災に係る復旧工事） 向島住宅団地2号室に係る復旧工事）	16,000,000	16,000,000				16,000,000	
10 教育費	2 小学校 費	小学校空調機整備事業費 （昭和44年度小学校など4小学校の特別管理室空調機更新工事）	136,500,000	90,000,000		22,680,000	29,400,000		37,920,000
10 教育費	3 中学校 費	中学校空調機整備事業費 （多治見中学校の特別管理室空調機更新工事）	72,600,000	43,000,000		10,077,000	17,500,000		15,423,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
10 教育費	幼稚園 5 費	職員人件費 (公立幼稚園に勤務する幼稚園教諭(正規職員)の処遇改善に係る給料等)	2,636,000	2,636,000		2,636,000			
10 教育費	幼稚園 5 費	代替教諭配置費 (公立幼稚園に勤務する学級配教諭(会計年度任用職員)の処遇改善に係る報酬)	76,000	76,000		76,000			
10 教育費	幼稚園 5 費	障害児加配教諭配置費 (公立幼稚園に勤務する要支援児担当等教諭(会計年度任用職員)の処遇改善に係る報酬)	372,000	372,000		372,000			
10 教育費	社会教 育費	公民館施設整備費 (養正公民館駐車場整備に係る鑑定委託料)	248,000	248,000					248,000
10 教育費	社会教 育費	笠原中央公民館の指定管理者緊急支援金) (令和4年1月～3月分)	106,000	106,000					106,000
10 教育費	社会教 育費	学習館管理費 (令和4年1月～3月分の指定管理者緊急支援金)	670,000	670,000					670,000
10 教育費	保健体 育費	体育施設管理費 (令和4年1月～3月分の指定管理者緊急支援金)	1,409,000	1,409,000					1,409,000
10 教育費	保健体 育費	星ヶ台運動公園整備事業費 (星ヶ台運動公園整備に係る基本設計業務委託料)	7,500,000	7,500,000					7,500,000
10 教育費	保健体 育費	体育館管理費 (令和4年1月～3月分の指定管理者緊急支援金)	1,876,000	1,876,000					1,876,000
10 教育費	保健体 育費	体育館施設整備工事) (総合体育館給水設備修工事)	48,620,000	32,120,000			32,100,000		20,000
合 計			6,079,297,000	3,508,243,740	22,302,000	2,299,148,385	892,200,000	33,000,000	261,593,355

報第10号

令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1	総務費	国民健康保険市町村事務 処理標準システム導入事業	68,970,000	13,860,000		13,860,000	3,960,000	9,900,000	9,900,000		9,900,000		
2	徴収費												

報第11号

令和３年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の２第１項の規定により、令和３年度多治見市水道事業会計継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和４年５月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳		翌年度通次繰越額 に係る繰越を要する たな卸資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				国庫補助金	損益勘定 留保資金	
資本的 支出	建設改 良費	水道事業基 本計画策定	58,900,000	29,450,000		29,450,000		29,450,000	29,450,000		29,450,000	

(単位:円)

報第12号

令和3年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度多治見市水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の購 入限度額	説明
						損益勘定 留保資金				
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事	115,182,100	0	115,182,100	115,182,100		0	0	ダクタイル鋳鉄管に使われる塗料の不正認証による使用自粛により、工事が中断し工期内での完了が困難となったため

報第13号

令和3年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和3年度多治見市下水道事業会計継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳		翌年度通次繰越額 に係る繰越を要する たな卸資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				国庫補助金	損益勘定 留保資金	
資本的 支出	建設改 良費	終末処理場建設 改良費(三の倉セ ンター基幹改良 工事)	462,682,000	9,294,000	0	9,294,000	9,293,900	100	100	0	100	0

報第14号

令和3年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度多治見市下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の購 入限度額	説明
						損益勘定 留保資金				
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う 管更生(その2)工事	104,400,000	41,300,000	63,100,000	63,100,000		0	0	コロナ禍において、製造工場で特注品(ストリップ)の製 造遅延により、納期遅延が発生したため。
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う 管更生(その3)工事	32,350,000	12,500,000	19,850,000	19,850,000		0	0	コロナ禍において、製造工場で特注品(ストリップ)の製 造遅延により、納期遅延が発生したため
資本的支出	建設改良費	管渠耐震化に伴う管更生(その 2)工事	61,626,400	0	61,626,400	61,626,400		0	0	事業計画の再検討に不測の日数を要したため、年度 内の完成が困難となったため
資本的支出	建設改良費	池田下水処理場 ローカル シーケンサ更新工事	101,200,000	40,400,000	60,800,000	60,800,000		0	0	新型コロナウイルスの影響による半導体及び樹脂製品 の需要急増・供給不足により、主要機器の生産計画に 遅れが生じたため
資本的支出	建設改良費	3号脱水機差速電動機改良工 事	7,700,000	0	7,700,000	7,700,000		0	0	新型コロナウイルスの影響による半導体及び樹脂製品 の需要急増・供給不足により、主要機器の生産計画に 遅れが生じたため
資本的支出	建設改良費	笠原処理場計測器改良工事	4,158,000	0	4,158,000	4,158,000		0	0	新型コロナウイルスの影響による半導体及び樹脂製品 の需要急増・供給不足により、主要機器の生産計画に 遅れが生じたため
資本的支出	建設改良費	No.1汚泥濃縮槽汚泥掻き機改 良工事	2,981,000	0	2,981,000	2,981,000		0	0	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当初計 画通り現場作業員等を確保することが困難となったた め

報第15号

令和3年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度多治見市病院事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和3年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	X線骨密度測定装置購入費	9,999,000		9,999,000	9,900,000	99,000			新型コロナウイルス感染症の影響により、納期遅延が発生したため

議第79号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域を次のように変更する。

令和4年5月26日提出

多治見市長 古川 雅典

1 以下の土地を陶都の杜一丁目に変更する。

町	地 番
長瀬町	25番2の一部
虎溪山町二丁目	1番1の一部、1番3、1番4の一部
住吉町七丁目	23番1の一部、24番1の一部

2 以下の土地を陶都の杜二丁目に変更する。

町	地 番
長瀬町	25番2の一部
金岡町五丁目	10番2の一部、11番1の一部、18番の一部
虎溪山町二丁目	1番1の一部、1番4の一部、1番5、1番6、1番26
住吉町七丁目	23番1の一部、23番3、24番1の一部、25番1の一部、25番2の一部、26番1、26番2の一部、27番の一部、38番2の一部、38番11の一部

3 以下の土地を陶都の杜三丁目に変更する。

町	地 番
金岡町五丁目	10番2の一部、11番1の一部、18番の一部、19番1、19番

	2、20番
虎溪山町二丁目	1 番 1 の一部
住吉町七丁目	22番、23番 1 の一部、24番 1 の一部、24番 3、24番 4、24番 5、24番 6、24番 7、24番 8、25番 1 の一部、25番 2 の一部、26番 2 の一部、27番の一部、38番 1 の一部、38番 2 の一部、38番 3 の一部、38番 4 の一部、38番 7 の一部、38番 8、38番 9、38番10、38番11の一部

4 以下の土地を住吉町七丁目に変更する。

町	地 番
金岡町五丁目	21番